

第22回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年4月25日(月) 9時24分～10時27分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

- 議案第17号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について
諮問第2号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可の取消し願いについて
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第21号 非農地証明願いについて
議案第22号 農用地利用集積計画について
その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)
上脇 重樹 (管理係)

- 榎木 海斗 (管理係)
濱崎 春香 (管理係)
○ 農政課 野中 義昭 (農政管理係)
須崎 誠也 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さんお早うございます。

定刻より若干早いようですけど皆様お揃いですので、ただ今から第22回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、10番 松下 輝男委員、11番 石坂 務委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第22回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。4月1日、農業委員会事務局職員の辞令交付を行いました。

8日には、鹿児島県農業会議の4月定例常設審議委員会に出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたなら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 議案第17号

農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。
それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (須崎 誠也)

農政課の須崎と申します。よろしく申し上げます。

それでは、議案第17号 平成28年農用地利用集積計画書（農地中間管理事業分）第2号について提案いたします。この計画書の公告年月日は平成28年5月2日の予定であります。訂正をお願いします。2ページ目をお開きください。配分番号12番の欄の一番右端の欄協力金該当欄の、耕作者集積のところはH28と記入がありますが、集積がされておりましたので、取消をお願いします。

今回は、平成28年2月1日から3月31日までの第1期公募期間分です。そのため、締め切りの第I期公募へ載せまして、農用地利用配分計画（案）を農地中間管理機構へ提出し、審査の結果、配分計画（案）については問題ないという回答を得たため、農業委員会の「利用権の設定」の決定を受け、所有者から農地中間管理機構へ農地の中間管理権を移すため、農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第13条第4項の規定に基づき、農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）についての決定を受けようとするものです。

今回、農地中間管理機構との新規の利用権設定が2ページにありますとおり14筆ございました。こちらはその総括表となっております。全14筆とも10年間の貸借期間となっており、全部で17,280㎡の集積がございました。なお、今回は所有者から農地中間管理機構へ農地の中間管理権を

移すのが目的なため、利用権の設定を受ける者は農地中間管理機構である公益財団法人鹿児島県地域振興公社であります。

それぞれの貸借の明細については、カラーの2頁に記載しております。

配分No.1から7までと、12から14までについては現況田で、No.8から11までについては、現況畑です。

配分No.7から11までの農地については、今まで「株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」が作付しておりましたが、地権者との合意解約を経まして、新たな担い手へ集積される形になります。

賃借の内容については、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」が作付していた農地については、そのまま引き継ぐ形の貸借料です。賃借料については、すべて機構からの口座振込・口座引き落としとなります。

今後につきましては、機構から利用権を右に記載してあります担い手農家へ移すため、阿久根市の公告後に機構が県へ認可申請を行い、県で審査が行われ、その審査結果により県公告（2週間ほど）を経まして、県から機構へ認可、農業委員会へ通知があり、平成28年6月1日付けで担い手農家へ利用権が移りまして、貸付開始となる予定であります。

以上、議案第17号平成28年農用地利用集積計画書（農地中間管理事業分）第2号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 （田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 （田嶋 輝男）

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

日程第5 諮問第2号

農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (野中 義昭)

お早うございます。農政課農政管理系の野中です。

平成28年度から担当することになりました。では、座って説明させていただきます。

それでは、諮問第2号農業経営改善計画の認定に係る対象者農業者資料をご覧ください。

今回は更新が1件でございます。

(諮問資料にて説明)

説明の方は以上です。どうぞ、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
農政課の説明は、認定しようとするものであります。
諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第6 議案第18号
農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)
おはようございます。
それでは、議案第18号についてご説明いたします。
議案書の4ページをご覧ください。
農地法第3条の申請は3件であり、所有権移転が3件であります。
なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可

要件の全てを満たしております。

また、4月15日に3番委員及び11番委員と事務局で「現地調査」並びに「聞き取り調査」を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1の所有権移転について、地図は、1ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの「〇〇〇〇〇」さんであります。

〇〇〇さんは、現在、茶の生産を行い、年間200日程度、農業に従事されております。

申請地は、季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に整理番号2の所有権移転につきまして、地図は2ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇市にお住いの「〇〇〇〇」さんであります。〇〇さんは〇〇〇〇にお住まいではありますが、妻の実家が阿久根市にあるため、一月に2週間程度、妻の実家に寝泊まりし農業を営んでおられます。

〇〇さんは、現在、季節野菜等の生産を行い、年間180日程度、農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に整理番号3の所有権移転について、地図は3ページから5ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇〇区にお住いの「〇〇〇〇」さんです。

〇〇さんは、現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間250日程度、農業に従事されております。

申請地も、水稻・甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

いと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

3番委員 (冨永 勝志)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

4月15日に「11番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』をいたしました。

申請地は、いずれも耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作するとのことで、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 報告第1号

農地法第3条の規定による許可指令書の取消しについてを議題といたします。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

それでは、報告第1号につきましてご説明いたします。

今朝、皆様に追加で配布させていただきました議案書の13ページをご覧ください。

本件の許可年月日は、平成27年8月26日であります。取消しの理由といたしましては、3条許可が降りる前に譲渡人である〇〇〇〇さんが亡くなっていたことが発覚したためであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は事務局の説明のとおり取り消すことにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については取り消すことに決定いたします。

日程第 8 議案第 19号

農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第 19号について、説明いたします。

議案集 5 ページをお開きください。

今月の農地法第 4 条第 1 項の許可申請は、1 件でございます。

4 月 15 日、3 番委員及び 11 番委員並びに事務局職員で現地調査を行いました。

それでは、整理番号 1 について説明いたします。

本件は、営農型太陽光発電施設への一時転用です。

申請地の位置は、地図 6 ページに表示しております。〇〇〇〇〇〇の西南西 120 メートルのところです。

申請地は、昭和〇〇年に実施された県営土地改良事業ほ場整備事業により整備された〇〇土地改良区の区域内にあり、農用地区域内農地、第 1 種農地に該当し、原則として転用不許可であります。

また、申請地は、平成 26 年 4 月 21 日付けで 4 メートルの盛土を行うことについての農地の利用目的変更届が提出され受理しております。

申請地においては、許可なく太陽光発電施設が設置されていたため、違反転用であるとして平成27年7月22日付けで是正勧告を行っております。

この是正勧告を受け、申請者は、当該太陽光発電施設を解体されました。

その上で、申請者は、農用地区域内農地、第1種農地であっても一時転用許可が可能である営農型太陽光発電施設を設置したい意向です。

本件は、農地に支柱を立て、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電施設を設置する計画です。さらに、転用期間を3年とし、支柱は簡易な構造で容易に撤去でき、下部の農地における営農の適切な継続が確実で、周辺の営農に支障を及ぼさないものであり、営農状況について当委員会を經由して鹿児島県に報告することとされています。したがって、当該支柱についての一時転用許可が可能なものに該当します。

なお、一時転用の対象となる支柱部分は、全面積1,871㎡のうち1.7平方㎡です。

申請人は、〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんです。営農型発電設備の下部には、つわぶきを作付される計画です。なお、営農への影響は生育に支障は生じないものであると見込まれています。さらに、この見込みについては肯定する知見を有する者の意見書も添付されています。

申請地雨水は、自然流下となっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

1 1 番委員（石坂 務）

それでは、農地法第4条第1項の規定による許可申請について報告します。

4月15日、3番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

整理番号1につきまして

申請地は、北側は阿久根市道、東側は農道、南側は田、西側は田を埋め立てることについての利用目的変更届が提出されている申請人所有地でございます。

継続して営農すること、周辺の営農に影響を及ぼさないこと、3年ごとの更新であることから、毎年2月に当委員会を經由して県へ報告の必要があることについては、承知されており、周囲への悪影響もないことから、許可相当であると考えます。

以上で報告を終わります。

議長（田嶋 輝男）

調査委員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はないですか。

5 番委員（堂後善人）

営農型太陽光発電施設の設置ということですが、営農型と言うのは、農業と一緒にそこで、太陽光と併用してやれば良いものなのか。採算が出なくても別にかまわないのか。ちょっと、その説明をご存じでしたら教えていただきたいと思います。

事務局長（谷口 義美）

営農型まったくその字の如くでございますが、営農型で申請をすると、通常その土地で、目標の収量がありますけれども、その8割をクリアし、かつ県の方には毎年「営農状況報告」を出す必要があります。その支柱部分だけの農地の一部が転用になるわけですが、それについても3

年に一回は更新をかけるという縛りがございます。当然、営農をきちんとやって、8割以上の反収を上げるとなっています。

議長（田嶋 輝男）

よろしいですか。

5番委員（堂後善人）

収益を上げないといけないのか。

事務局長（谷口 義美）

そうです。販売まで。

5番委員（堂後善人）

赤字であろうが、収益を上げさえすれば良いのか。

事務局長（谷口 義美）

反収で、8割以上が条件です。

「つわぶき」は、JA肝属で取扱いがあり、そこを参考に栽培方法を計画されています。

また、他の場所の検討も行いましたが、電気の買い取り単価や、契約金等の面から、困難な状況にあります。

8割以上の反収と県への報告等を説明しましたが、本人は当該土地での設置を望まれたので、8割を達成できなければ、強制執行による撤去命令もあるし、3百万円以下の罰金等も説明をしたが、意志は固いでした。

5番委員（堂後善人）

毎年、反収を8割上げていかないといけない。ということですよ。

それで仮に上がらなかった場合はどうですか。

事務局長（谷口 義美）

単年度から、いきなり収穫が確保できるかは不明であるが、肝属の栽培基準等を参考とする。1年目2年目くらいで、果して反収8割をクリアできるかは不明であるが、後は県の裁量や判断となると思われる。未達成時に、即撤去となるかも不明であります。

議長（田嶋 輝男）

野菜の専門家ですね、意見書を添付するようになっていきますが。天候によってかなり、左右されますよね。そういう関係で専門家の意見書を付して申請する様になっているようです。

8番委員（平田修二）

8割を保証しなくても行政が認めた、と言う事であれば、良いわけで、県へ判断を仰ぐ方法はないのか。調査委員の報告も許可相当であったことだし。

9番委員（京田提樹）

よろしいですか。解釈として作物があった状態で、上に太陽光が来るといのが正しい考え方かあと思って。「太陽光があつて、何か下に作らないかん。」と言う解釈で行けば、8割とか絶対に引っ掛かってきますので、まあ、阿久根市農業委員会の今からの、同じような案件が出たならば、太陽光を畑に設置したいとか、一種農地への設置が出た場合は、下の営農がきちんとなされる状態を前提で上に乗せるという、そこの整理をした方がいいのかなと言う気がしますが、どうですか。

事務局長（谷口 義美）

例えば、何の作物を作るかを検討し、屋根に太陽光パネルを設置すればもっと収益性が上ると言うのが、今、京田委員がおっしゃったところだと思います。

1 1 委員（石坂 務）

1 年後に，目標を達成できなければ，撤去されるのか。

議長（田嶋 輝男）

おそらく，県の方が3年後更新時に，その間営農がなされていなかったとなれば，県の方から，撤去命令があると思われる。

1 1 委員（石坂 務）

この場合は，1 回出して，その結果によればいい。

議長（田嶋 輝男）

他に意見は，質疑はございませんでしょうか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は調査委員の説明の報告は，許可相当であります。調査委員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって，本件については許可相当の意見を付し，県に進達することに決定いたします。

日程第9 議案第20号

農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第20号について、御説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。

4月15日、3番委員及び11番委員並びに事務局職員で現地調査を行いました。

それでは整理番号1から順に説明いたします。

本件は、一般住宅への転用を目的とする、売買による所有権移転です。

申請地の位置は、地図7ページに表示しております。○○○○○○○○○○の南西に隣接した土地です。

申請地は、広がり10ヘクタール以上である農地の区域内にあり、第1種農地に該当しますが、既存住家が3戸以上接続している状態であり、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

譲受人は、○○○○○にお住まいの○○○○○さんです。

○○さんは、現在借家に居住されておりますが、みずからが居住する一般住宅を建築するため、本件申請が行われております。

申請地は、ほぼ平坦な状態であることから、周囲にブロック塀を設置し隣接農地への悪影響を防除する外は現状のまま建物建築されます。建物は、平家建とし、周辺農地への日照・通風等が不足しないよう配慮されています。

雨水及び合併浄化槽により処理した生活排水は、西側市道の側溝へ流下されます。

続きまして、整理番号2について説明いたします。

本件は、農家住宅への転用を目的とした売買による所有権移転です。

申請地の位置は、地図は8ページに表示しております。○○○の北側に隣接した土地です。

申請地は、都市計画区域、第1種住居地域の区域内にあり、第3種農地に該当します。

申請人は、○○○にお住まいの○○○○○さんです。○○さんは、認

定農業者です。〇〇さんは、現在借家に居住されておりますが、自らが居住する農家住宅を建築するため、本件申請が行われました。

転用目的の事業用地の面積は、申請地686㎡に隣接する〇〇〇番〇の宅地139.55㎡を加えた825.55平方メートルです。なお、事業用地は北側で県道〇〇〇〇〇線と接続しています。

申請地は、東側から西側に向かって下り勾配であるため、盛土及び切土を行い、境界付近には擁壁を設けて隣接農地への土砂の流出を防ぐ計画です。

建物は、平家建とし、排水等は合併浄化槽で処理後、北側の県道外側にある既設溜ますに付属しているパイプに接続されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終了しました。

次に調査員の報告を求めます。

3番委員 (石坂 務)

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について報告します。

4月15日、3番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは整理番号1から順次報告をいたします。

整理番号1につきまして

申請地周囲は、北及び東側は畑、西側は市道、南側は5条許可地でございました。

北側畑との境界が石垣の天端となっておりますが、境界標識が設置され、土砂流出防止の目的を併せ持つブロック塀を設置されることになっており、このことは北側畑の所有者も承知されているとのことでした。建物も平家とし、境界線から一定程度離して建築されることから、周囲農地への悪影響もないため、許可相当であると考えます。

整理番号2につきまして

申請地周囲は、北側は畑、東側は原野、南及び西側は宅地でした。

造成は、北側畑及び西側住家に影響しないよう行われること、建物は平家建とすることから、周囲の農地への悪影響もないため、許可相当であると考えます。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 10 議案第 21号

非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 11 議案第 22号

農用地利用集積計画を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、議案第 22号平成 28年農用地利用集積計画書第 4号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成 28年 5月 2日となります。

1 頁をご覧ください。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載

のとおりでございます。なお、議案第22号平成28年農用地利用集積計画書第4号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
以上で提案された議案は全て終了いたしました。
それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

議長（田嶋 輝男）

事務局からは、ありませんか。

事務局（新坂 謙二）

ございません。

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにはないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10 : 27